

非核三原則の堅持を求める意見書

世界では、各地で紛争や緊張が続き、核兵器をめぐる安全保障環境も厳しさを増しています。こうした中、核兵器の使用を防ぎ、核軍縮・不拡散を進め、核兵器のない世界の実現に向けた取組を着実に進めていくことが、これまで以上に重要となっています。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器による惨禍を二度と繰り返さないとの決意の下、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を長年にわたり政策上の方針として堅持してきました。

小千谷市においても、平成4年6月23日に市議会の議決を経て「非核平和都市宣言」を行い、「世界でただ一つの被爆国の国民として、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器がすみやかに廃絶され、人類永久の平和が確立されること」を強く願う意思を表明しています。

以来、本市では、広島・長崎への中学生の派遣や被爆体験伝承講話会など、次世代に平和の尊さと被爆の実相を伝える取組を継続してきました。政府においても、現在、非核三原則を政策上の方針として堅持する考えが示されています。

国際的な安全保障環境が大きく変化する中であっても、唯一の戦争被爆国である我が国が非核三原則を引き続き堅持するとともに、核兵器国と非核兵器国双方との対話を重ね、核軍縮及び核不拡散に向けた国際的な取組を着実に推進していくことは、極めて重要です。

よって、国においては、非核三原則を今後も堅持するとともに、核兵器のない平和な世界の実現に向け、国際社会と連携し、現実的かつ着実な核軍縮・不拡散の取組を一層推進されるよう以下の内容を要望します。

1. 「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を、今後も政策上の方針として堅持すること。
2. 安全保障政策を検討するに当たっては、非核三原則を基本とし、国民に対して丁寧な説明を行うこと。
3. 唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、国際社会との対話を進め、核軍縮及び核不拡散のための現実的かつ着実な取組を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月24日

小千谷市議会議長 長谷川 有理

(提出先)

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長